
騒音規制法・振動規制法

特定建設作業実施届出の手引き

騒音規制法と振動規制法では、建設・解体工事により発生する騒音や振動によって、作業場周辺の環境が著しく損なわれることを防止するため、特に著しい騒音や振動を発生する作業を「特定建設作業」として指定し、届出や規制基準の遵守を定めています。

大村市 市民環境部

環境保全課 環境対策グループ

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地

電話 0957-53-4111 内線 142

目 次

(Ⅰ) 建設業者の皆さまへのお願い

- 1 建設・解体工事に係わる注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 2 事前説明の大切さ・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1

(Ⅱ) 特定建設作業実施の届出について

- 1 届出が必要な地域(規制地域)・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 2 届出対象となる建設作業・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 3 届出をする人・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
- 4 届出期限・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
- 5 届出書類・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
- 6 届出先・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
- 7 特定建設作業実施届出書の記入例および記入上の注意・・・・・・・・P. 4～5
- 8 添付書類について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6

(Ⅲ) 特定建設作業の規制基準などについて

- 1 特定建設作業の規制基準について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 7
- 2 行政処分と罰則について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 7

- ◆特定建設作業の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8～9
- ◆届出様式・・・・・・・・・・・・・・・・P. 10～11
- ◆届出様式の入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・P. 12



(I) 建設業者の皆さまへのお願い

建設・解体工事における騒音、振動、粉じん等の防止対策で最も大切なことは、着工前の計画段階で周辺への影響を検討し、適切な防止対策を図ることです。

また、無用なトラブルを避けるためにも、周辺住民に対しては、事前に工事内容、工事期間、使用機械等の説明を行いましょう。

1 建設・解体工事に係わる注意事項

- ① 周辺住民に対して、事前に工事内容、工事期間、使用機械等の説明を行う。
 - (1) 戸別訪問や、お知らせのチラシの配布等
 - (2) 工程や担当者の連絡先を記載した掲示板の設置
- ② 可能な限り低騒音、低振動工法を採用する。
- ③ 工事現場の周囲は、防音パネルやシートで養生する。
- ④ コンプレッサーなど同じ場所で長時間使用する機械は、周辺への影響の少ない場所に設置する。
- ⑤ 騒音、振動が発生する機械の使用については、使用時間を考慮し、朝の早い時間や、夕方以降の作業は控える。
- ⑥ 機材の搬出入時やアイドリングによる車両のエンジン音、話し声、ラジオ等などにより周辺住民に迷惑をかけないように配慮する。
- ⑦ 工事に伴って粉じんが発生しないよう、散水や覆い等を施す。
- ⑧ 騒音、振動等の公害の発生状況を監視し、住民からの苦情等に対応する工事現場責任者を明確にし、苦情があった場合には速やかに対応する。
- ⑨ 法律を遵守する。
 - (1) 特定建設作業実施届出書の提出
 - (2) 規制基準の遵守

2 事前説明の大切さ

本市には、建設工事に伴う騒音や振動についての苦情が寄せられており、トラブルに発展するケースも増えております。これら苦情の大半は、近隣住民に対する工事内容や工事期間などの説明不足が原因で、事前に防げるケースが多く見受けられます。

例えば、次のような苦情がよく寄せられます。

「今朝から工事が突然始まった。何の説明も受けていないが…」

「工事を行うとの連絡は受けていたが、あんなに大きな機械を使うとは聞いていない。」

「解体工事のホコリで洗濯物が汚れた。連絡を受けていれば外には干さなかったのに…」

それまで何もなかった場所に、ある日突然、建設資材が運び込まれたり、急に大きな建設機械が動き出したりするということがあれば、建設現場周辺の住民は不安な気持ちになるものです。工事を始める前に、周辺住民に対して十分に工事期間や工事内容の説明を行えば、トラブルを防ぐことができます。

工事開始前に一言あいさつをしておくだけで、後々のトラブルを未然に防ぐことができ、事前の説明をしておけば、クレームが出てから初めて説明をするよりは、ずっとスムーズに解決するはずです。遅くとも着工の一週間前には周辺の住民に対して工事の内容や工期などを具体的に説明しておくようにしましょう。

(Ⅱ) 特定建設作業実施の届出について

騒音規制法・振動規制法に規定する特定建設作業を伴う建設工事を行う場合、特定建設作業の種類ごとに、特定建設作業実施の届出が必要です。

ただし、特定建設作業が1日で終了するものについては、届出不要です。

1 届出が必要な地域（規制地域）

- (1) 大村市では、原則として都市計画区域内の用途地域(工業専用地域は除く)が対象となります。また、用途地域外においても規制地域に指定された区域があります。
- (2) 規制地域図は、市役所環境保全課にて閲覧、又は市ホームページの下記の場所から確認できます。

ホーム > 暮らしの情報 > 環境 > 公害 > 騒音・振動・悪臭に係る規制地域などについて

または、各種検索サイトで で検索してください。

2 届出対象となる建設作業（詳細は、8～9ページを参照）

(1) 騒音規制法（騒音規制法施行令 別表第2）

種 類	備 考	
1	くい打機を使用する作業	もんけん、くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機を使用する作業	
	くい打ちくい抜機を使用する作業	圧入式を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上、さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	混練容量0.45m ³ 以上、モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	混練重量200kg以上
6	バックホウを使用する作業	定格出力80kW以上、環境大臣が指定するものを除く
7	トラクターショベルを使用する作業	定格出力70kW以上、環境大臣が指定するものを除く
8	ブルドーザーを使用する作業	定格出力40kW以上、環境大臣が指定するものを除く

(2) 振動規制法（振動規制法施行令 別表第2）

種 類	備 考	
1	くい打機を使用する作業	もんけん、圧入式を除く
	くい抜機を使用する作業	油圧式を除く
	くい打ちくい抜機を使用する作業	圧入式を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	手持式を除く、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

3 届出をする人

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者の方が届出者となります。

法人の場合は、代表者（代表権を有する者）が届け出てください。

共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記してください。

4 届出期限

特定建設作業開始の7日前までに提出してください。

「7日前まで」とは、特定建設作業を開始する前日を第1日目としてさかのぼり、8日目に相当する日までです。

(例) 20日から特定建設作業を開始する場合は、12日までの届出になります。

12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
届出期限	7日間							作業開始日

5 届出書類

特定建設作業の種類ごとに、下記(1)(2)(3)の書類を2部（正本・副本）提出してください。

特定建設作業の種類によっては、騒音規制法と振動規制法の両方が対象となる場合がありますので、その場合は騒音と振動それぞれの届出書を提出する必要があります。

騒音規制法と振動規制法の両方が対象となる作業で添付書類が同一のときは、振動規制法の届出書にその旨を記載し、片方の添付書類を省略することができます。

(1) 特定建設作業実施届出書

※記入例及び記入上の注意は3～4ページを参照、様式は10～11ページに記載。
様式の入手方法は、巻末に記載。

(2) 添付書類（作成例は6ページを参照）

- (イ) 特定建設作業の場所の位置図
- (ロ) 特定建設作業の場所及び付近の見取図
- (ハ) 工事工程表（工事全体の工程表に、特定建設作業の工程を明示したもの）
- (ニ) 使用する建設機械の仕様書（カタログ等でも可）

(3) 必要に応じて提出する書類の例

- (イ) 道路工事等で、他法令等の許可条件によって夜間または日曜日、その他の休日に行うこととされた特定建設作業は、「道路使用に関する許可等の写し」。
- (ロ) 届出者に代表権がない場合は、「代表者からの委任状」（1部は写しで可）。

6 届出先

大村市役所 環境保全課 環境対策グループ

住所：大村市玖島1丁目25番地（第2別館1階）

電話：0957-53-4111（内線142）

アスベスト（石綿）を使用した建築物等の解体・補修作業を行う際は、大気汚染防止法により、事前の届出と飛散防止対策を実施することが定められています。

詳しくは、長崎県県央保健所（0957-26-3305）へお尋ねください。

7 特定建設作業実施届出書の記入例および記入上の注意

様式第9

特定建設作業実施届出書

①

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大村市長 様

住所 大村市〇〇町〇〇〇-〇
届出者 氏名 〇〇建設株式会社
② (名称及び代表者名) 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 0957-〇〇-〇〇〇〇



特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

③	建設工事の名称	〇△×事務所解体工事		
④	建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造2階建		
⑤	特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業		
⑥	特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械名称、型式及び仕様	ジャイアントブレイカー A社製 BC-100 〇台		
⑦	特定建設作業の場所	大村市〇〇1丁目〇〇〇-〇		
⑧	特定建設作業の実施期間	自 平成 27年 12月 10日 至 平成 27年 12月 25日		16日間
⑨	特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日
		8:00	17:00	13日
				日曜・祝祭日を除く
⑩	騒音の防止の方法	低騒音、低振動型の機械を使用する 作業場周辺に防音シートを設置する		
⑪	発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	大村市△△町△△△-△ 株式会社△△△ 代表取締役 △△ △△ 電話番号 0957-××-××××		
⑫	届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	大村市〇〇町〇〇〇-〇 〇〇建設株式会社 現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号 0957-〇〇-〇〇〇〇		
⑬	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	大村市□□町□□□-□ □□□工務店 代表取締役 □□ □□ 電話番号 0957-□□-□□□□		
⑭	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	大村市□□町□□□-□ □□□工務店 現場責任者 □□ □□ 電話番号 0957-□□-□□□□		
	※ 受 理 年 月 日			
	※ 審 査 結 果			

- 備考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 特定建設作業の実施欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 特定建設作業の開始及び終了時刻の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

①

- ・特定建設作業開始の7日前までに提出してください。
- ・「7日前まで」とは、特定建設作業を開始する前日を第1日目としてさかのぼり、8日目に相当する日までです。

②

- ・特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者の方が届出者となります。法人の場合は、代表者（代表権を有する者）が届出てください。共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記してください。
- ・元請業者の事務所が遠隔の地にあり代表者印を押印するのが困難な場合は、現場を管理する支店、営業所等の代表者が届出することもできます。（現場作業事務所は不可）

③

- ・契約書に記載されている工事名称等の具体的な名称を記入してください。

④

- ・工事によって出来上がる又は解体される施設や工作物の種類、構造などを具体的に記入してください。

⑤

- ・騒音規制法施行令又は振動規制法施行令の別表に記載された作業名を記入してください。（2ページ、8～9ページを参照）
- ・同一工事でも、作業の種類が複数あるときは、作業の種類ごとに届出が必要です。

⑥

- ・特定建設作業に使用する機械の名称、メーカー名、型式、能力、台数を記入してください。また、機械の仕様書（カタログ等でも可）を添付してください。（届出対象作業・機械の例は、8～9ページを参照）

⑦

- ・建設現場の住所を記入してください。

⑧

- ・特定建設作業を開始してから終了する日までの、期間を記入してください。実施期間が1日で終了するものについては、届出不要です。
- ・開始日は届出日から7日以降とし、期間日数には日曜・その他の休日を含む延べ日数を記入してください。

⑨

- ・作業日には、実際に特定建設作業を行う日数を記入してください。また、日曜・その他の休日には特定建設作業は行えないため、特定建設作業の実施の期間中に該当する日があれば、作業日の下段に「日曜・祝祭日を除く」と記入してください。
- ・実働時間には、作業開始時間から作業終了時間までの内、実際に特定建設作業を行う1日当りの実働時間（休息时间除く）を記入してください。

⑩

- ・騒音又は振動の防止のための措置を、具体的に記入してください。また、特に防止のための措置を講じない場合は、「特になし」と記入し、その理由も併記してください。

⑪

- ・発注者（施主）について記入してください。担当部署と、その電話番号も記入してください。

⑫

- ・現場作業事務所を設けない場合は、工事監理を行う部署、支店、営業所等の現場責任者を記入してください。また、電話番号も記入してください。

⑬

- ・下請負人は、第一次下請負人、第二次下請負人に関係なく、現場において実際に特定建設作業を行う下請負人を記入してください。また、電話番号も記入してください。

⑭

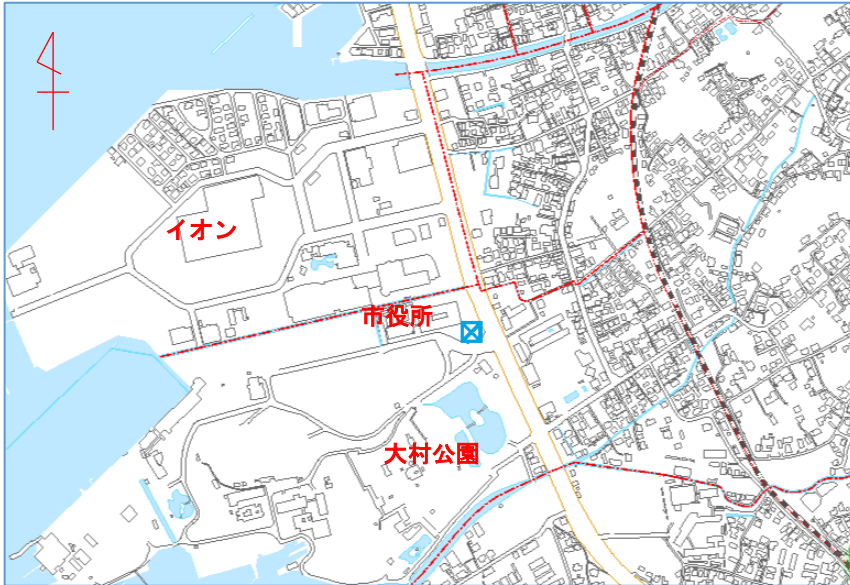
- ・現場作業事務所を設けない場合は、工事監理を行う部署、支店、営業所等の現場責任者を記入してください。また、電話番号も記入してください。


※注意

- 届出書は、2部（正・副）作成し、どちらも押印してください。
- 可能であれば、届出者の印を欄外に捨印として押印してください。（軽微な訂正等に使用。）
- 消せるボールペンは、使用しないでください。
- 届出書に記載された期間内に作業が終了できない場合、期間を超える部分について改めて届出が必要です。その際も、特定建設作業を開始する日の7日前までに届出してください。

8 添付書類について

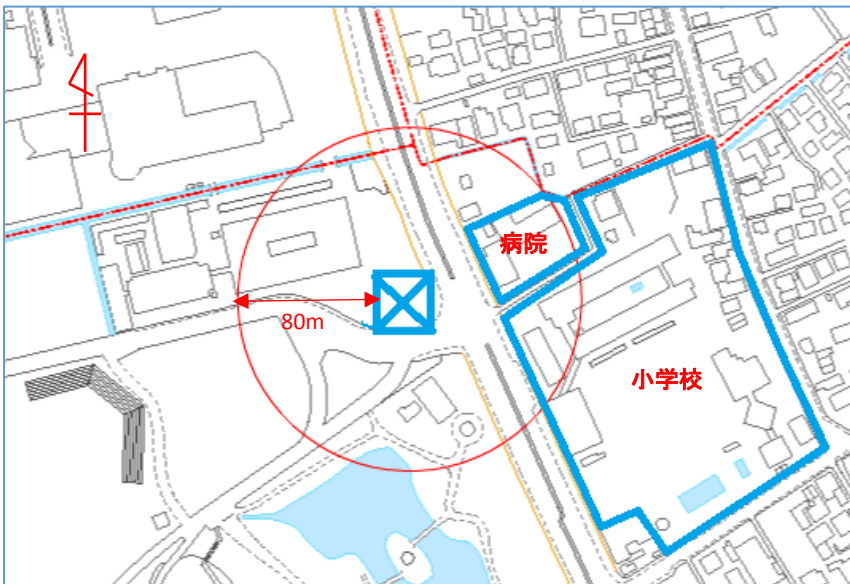
◆特定建設作業の場所の位置図（例）





 特定建設作業の場所

※位置図は、方位を表し、目印となる主な場所や建物を示すこと。

◆特定建設作業の場所の付近の見取図（例）



 特定建設作業の場所

 学校・病院等の敷地

※見取図は、方位を表した作業場所付近の周辺 80m を含む範囲のものとし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があれば、その位置を示すこと。

◆工事工程表（例）

工 種	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日	1 月	2 火	3 水	4 木	
準備作業	←		→														
掘削作業						←		→									
◎くい打機を使用する作業										←		→					
◎ブレーカーを使用する作業														←			

※工事全体の工程表の中に、特定建設作業の工程を明示すること。

※特定建設作業は、他の工事と色分けしたり、表示を変えたりして、わかりやすく示すこと。

(Ⅲ) 特定建設作業の規制基準などについて

1 特定建設作業の規制基準について

特定建設作業を伴う建設工事を行うにあたっては、次の基準を遵守してください。

項目		規制の内容	
		騒音規制法	振動規制法
①	基準値 (工事敷地境界線での測定値)	85 デシベル	75 デシベル
②	作業時刻	第1号区域	午前7時から午後7時の間
		第2号区域	午前6時から午後10時の間
③	作業時間	第1号区域	1日10時間以内
		第2号区域	1日14時間以内
④	作業期間	連続して6日を超えないこと	
⑤	作業日	日曜日、その他の休日は禁止	

※第1号区域・・・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

※第2号区域・・・工業地域

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域は、第1号区域に含める。

※適応除外作業

対象作業	適応除外項目
災害・非常事態による作業	②③④⑤
人の生命又は身体に対する危険の防止作業	②③④⑤
鉄道の正常運行の確保に必要な作業	②⑤
道路法に基づく道路占用許可条件が夜間、休日指定の場合	②⑤
道路交通法に基づく道路使用許可条件が夜間、休日指定の場合	②⑤
変電所工事で休日に行う必要がある場合	⑤

2 行政処分と罰則について

(1) 勧告及び命令(騒音規制法第15条、振動規制法第15条)

特定建設作業による騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することがあります。また、改善勧告を受けた者が勧告に従わない時は、勧告に従うべきことを命ずることがあります。

(2) 報告及び検査(騒音規制法第20条、振動規制法第17条)

特定建設作業の実施の状況や騒音・振動の防止の方法について報告を求めたり、特定建設作業に使用される機械、騒音・振動を防止するための施設等を立入検査することがあります。

(3) 罰則(騒音規制法第30～33条、振動規制法第25～28条)

届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合や報告・検査を拒む等、これら法律の規定に違反したものに対しては、罰則の適用があります。

◆騒音規制法に定める特定建設作業の詳細

	特定建設作業の種類	摘 要	届出対象作業・機械の例	届出対象外作業・機械の例
1	くい打機を使用する作業	●アースオーガーと併用する作業を除く	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、スチームハンマ、エアハンマ、パイプロハンマ、油圧ハンマ、パイルエキストラクタ	もんけん、サイレントパイラー、場所打ちくい工法、硬質地盤クリア工法(パイルオーガ併用)によるくい打ち作業
	くい抜機を使用する作業			
	くい打くい抜機を使用する作業	●圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く		
2	びょう打機を使用する作業		リベットハンマ	トルクレンチ、インパクトレンチ、電動ナットレンチ
3	さく岩機を使用する作業	●作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 (2地点間の距離は2地点間を直線距離で結んだ距離のこと。)	ハンドハンマ（電動ピックを含む）、ハンドブレーカー、油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー）、ドリフタ、レッドグリル、ストーパ、ジャックハンマクローラドリル、ダウンザホールドリル、ダウンザホールハンマ、ロックオーガー工法による杭破碎	コンクリートカッター、ニブラー、コンクリート破碎機
4	空気圧縮機を使用する作業	●電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。 ●さく岩機の動力として使用する作業を除く。	エンジン駆動方式	電動駆動方式、タービン駆動方式
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	●混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。 ●モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く		ミキサー車
	アスファルトプラントを設けて行う作業	●混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。		アスファルトサイクリングプラント
6	バックホウを使用する作業	●原動機の定格出力が80kw以上のものに限る		環境大臣が指定する低騒音型
7	トラクターショベルを使用する作業	●原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。		環境大臣が指定する低騒音型
8	ブルドーザーを使用する作業	●原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。		環境大臣が指定する低騒音型

※ バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーは環境大臣が指定する低騒音型を除きます。

低騒音型建設機械の型式は、下記 URL (国土交通省ホームページ) から参照できます。

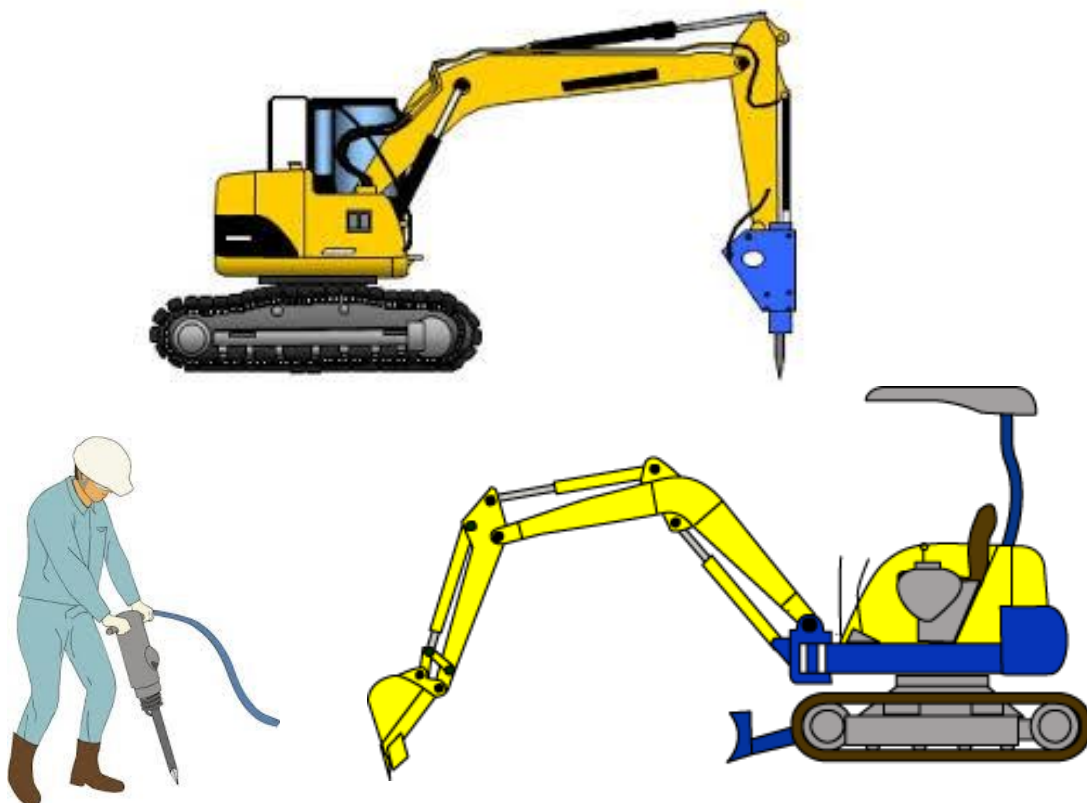
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

※ 1馬力は、PS(仏馬力) = 0.7355kw、HP(英馬力) = 0.7457kwとして取り扱います。

◆振動規制法に定める特定建設作業の詳細

	特定建設作業の種類	摘要	届出対象作業・機械の例	届出対象外作業・機械の例
1	くい打機を使用する作業	●圧入式くい打機を使用する作業を除く	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、スチームハンマ、エアーハンマ、パイロハンマ、油圧ハンマ、パイルエクストラクタ	もんけん、サイレントパイラー、硬質地盤クリア工法(パイロオーガ併用)によるくい打ち作業
	くい抜機を使用する作業	●油圧式くい抜機を使用する作業を除く		
	くい打くい抜機を使用する作業	●圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く		
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			
3	舗装版破砕機を使用する作業	●作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 (2地点間の距離は2地点間を直線距離で結んだ距離のこと。)	ドロップハンマ車等	
4	ブレーカーを使用する作業	●手持式のものを除く。 ●作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 (2地点間の距離は2地点間を直線距離で結んだ距離のこと。)	油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー)、エアーハンマ、クローラドリル	ハンドブレーカー、電動ピック

※ 1馬力は、PS(仏馬力) = 0.7355kw、HP(英馬力) = 0.7457kwとして取り扱います。



特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

住所
届出者 氏名 (名称及び代表者名)
電話番号

印

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規制する機械名称、型式及び仕様	名 称	型 式	仕 様	
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施期間	自	平成	年	月 日
	至	平成	年	月 日
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	:	:	日	時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				
※受 理 年 月 日				
※審 査 結 果				

- 備考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 特定建設作業の実施欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 特定作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

住所
届出者 氏名 (名称及び代表者名) 印
電話番号

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規制する機械名称、型式及び仕様	名 称	型 式	仕 様	
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施期間	自	平成	年	月 日
	至	平成	年	月 日 日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	:	:	日	時間
振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				
※受 理 年 月 日				
※審 査 結 果				

- 備考
- この届出書は、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 特定建設作業の実施欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 特定作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

【騒音規制法・振動規制法】

「特定建設作業実施届出書」様式の入手方法

- ①電子政府サービス e-Gov（イーガブ）にアクセスする。URL: <http://www.e-gov.go.jp/>
- ②「行政手続案内検索」をクリックする。
- ③下図のように入力し、「検索」をクリックする。
- ④検索結果一覧が表示されるので、「騒音規制法に基づく特定建設作業の実施の届出」又は「振動規制法に基づく特定建設作業の実施の届出」をクリックし、その中の「特定建設作業実施届出書」をダウンロードし、使用する。

「騒音規制法」
又は「振動規制法」と記入。

「全て含む」
を選択。

「手続情報全体
から検索」を選
択。

「環境省」を選
択。